

令和元年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 令和元年5月17日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
 - （地裁委員） 岩堀政則（家裁委員兼務），蛭原真治（家裁委員兼務），大迫敏輝，奥村三千代（家裁委員兼務），小田島靖人，加藤俊治（家裁委員兼務），杉田千香子，永井裕之（家裁委員兼務），西山昌彦（家裁委員兼務），二見教隆，森岡信博
 - （家裁委員） 新宮智之，杉田晋一，三好泰廣
 - （列席者） 地裁刑事部裁判官，地家裁事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，刑事次席書記官，首席家庭裁判所調査官，家裁首席書記官，家庭裁判所書記官
 - （庶務担当者） 地裁総務課長，家裁総務課長
- 4 議事（□：委員長，▲：学識経験者，◎：法曹委員，◇：裁判所）
 - (1) 委員長代理の指名
地方裁判所委員会規則6条3項に基づき，永井委員長が宮崎地方裁判所委員会の委員長代理として小田島委員を指名した。
 - (2) 意見交換
 - ・裁判所の担当者において「宮崎地家裁における広報活動の実施状況」及び「裁判員裁判の手續説明と現状報告」に関する説明を行った。
 - ・意見交換

□身近に裁判員候補者に選ばれた方がいる場合，その方から，裁判員裁判についてどのような反応，意見が聞かれたか。

▲裁判員を経験された2名に話を伺った。1人は，候補者に選ばれたが，仕事関係で辞退することになった。仕事関係がなかったとしても，子供がいるため，関係者から何かされるのではないかと不安から，積極的にやってみようとは思わなかったと言っていた。もう1人は，最初は積極的にやってみたいという思いはなかったが，いざやってみると，法律のプロである裁判官とともに話すことができ，学校や社会で学ぶことができなかったことを経験させてもらえて良い経験ができたと言っていた。また，良い経験ができたことを皆さんに知ってもらいたいとも言っていた。

□新聞に掲載されていたが，裁判員を経験した方の90～95パーセントは経験して良かったと言っている。だが，そのこと自体はあまり知られていない。裁判員を経験した方が，ご自分の経験を話す機会が無かったのかもしれないが，どうしたら知ってもらえるか。

▲裁判員の報道に関して，この10年を振り返ると2009年に比べてそれ程活発ではなかった。メディアは，課題や改善の余地があることを重点的に伝える傾向にある。うまくいっていることをすばらしいと褒めるよりも，うまくいっていないことを他社とは違う形で報道することもある。そうすると，裁判員を経験された方が非常に良い経験をしたという意見が取り上げられにくい。そこで，司法の側から，メディアに対してアピー

- ルをしていくことが大事だと思う。
- 報道によると、辞退率が6割半ば位でキープしている。実際に辞退している方の理由は様々だと思われる。実際のところ、裁判員に選ばれた際に職場に伝えているか。従業員が裁判員に選ばれたとき、職場はどう送り出しているか。
- ▲特別休暇を取得できる制度はある。10年経つと身の回りに裁判員を経験した方がいそうだが、全く聞いていない。積極的に言いたがらないのかどうかは分からないが、身近にいたということは経験していない。
- 特別休暇は使われている状況にあるか。
- ▲休暇の申請があれば、業務が集中していて抜けられたら困るというようなことがない限り承認はされる。ただ、誰がどのように取得したのかということは人事などの特定のセクションでないと分からない。
- 休暇制度自体の存在は知られているか。
- ▲制度があるというのは知っている。自分の周囲では、制度について話題になることはなかった。
- ▲特別休暇は認められていて、以前、従業員から問い合わせがあり、制度は整っているのので、制度の存在は伝えた。しかし、その後、その方が休暇を取得したかどうかは分からない。
- ▲平成20年度に、裁判員制度が始まるということで裁判所が説明に来られた。そのとき、従業員に対し必要日数の特別休暇が取得できることは文書で周知した。しかし、その後入社した従業員は知らない可能性もある。
- 裁判員に参加した人は、参加したことを職場では語らないものなのか。
- ▲抽選までいって漏れたという1名は知っている。しかし、本人から直接話を聞いたわけではなく、伝え聞いたというくらいである。
- 最初は、怖いとか難しいと感じたが、実際にやってみると良かったという感想を言ってもらえている。宮崎県内には裁判員を経験された方が800人程いる。裁判員を経験された方から話を聞いたことがあるなど間接的な話でも良いので聞かれたことはないか。
- ▲経験された方の話を聞いたことはまったくないし、社内で話題になったこともない。質問だが、裁判員裁判に参加するにあたって4日間時間をとられることになるのか。
- ◇すべての事件が4日で終わるわけではないが、公判前整理手続で何日かかるという計画を立てている。証人が来ないなど予想外のことが起こらない限り、事前に決まった期間を裁判所に来ていただければ十分である。証人の急病などで予定された期間で終わらなければ辞任してもらったり、裁判自体をやり直したりすることになるだろう。
- ▲裁判員に選ばれた場合、事前に準備することはあるか。
- ◇特段の準備はいらない。選任手続の段階で必要なことは説明している。判断に必要な法律的な事項は裁判官から説明している。
- ▲最終的に判決に関わることになると、自分の発言によって結果が変わることになる。そうすると重大な責任を負うように感じるが、その点はどうか。
- ◇裁判員は裁判官と同じ1票を有しており重大な判断に関わってくることにはなる。ただ、裁判官から必要な法律事項については説明がなされ、検察官、弁護人からも法廷で審理

を見て理解できるように分かりやすく、かみ砕いた説明や立証をしていただいている。これまで、多くの方から、分かりやすい審理であり、意見も言いやすかったというような意見をいただいている。

□裁判員自体がどのような仕組みになっているかを十分に知ってもらう必要があるが、お配りしている裁判員候補者の呼出状を読んで、怖さや難しさ、読みにくさを感じたりすることはないか。

▲取扱説明書は分厚いほど拒絶感があるが、それと同様の拒絶感がある。最近では、各所でウェブによる回答が取り入れられている。ウェブによる回答にすると抵抗感がなくなるのではないか。

▲今回、初めて呼出状を拝見したが、ものすごい抵抗感がある。明朝体ではなく丸ゴシック体を使用すると、抵抗感が小さくなる。そのような工夫も必要ではないか。

▲大枠が分かるような1枚ものの紙をつけてはどうか。また、会社で実際に行った調査で、紙よりもウェブで回答してもらうと回答者が多かった。ウェブによる回答と紙による回答のいずれかを選択できるようにしたらどうか。

▲この呼出状を送った場合に、裁判所に質問はこないか。

◇裁判所に照会がくることは多い。年配の方などは、書き方が分からないということで、具体的な質問をしてることがある。電話で質問してくるような方達に対しては、できるだけサポートするようにしている。

▲内容を詳しく書きすぎているように感じる。もっと簡単にまとめてもよいのではないか。

▲裁判員に参加することのメリットをもっと具体的に記載した方がよいのではないか。

・裁判所の担当者において「成年後見等制度の現状」に関する説明を行った。

・意見交換

□現在の制度は、補助、保佐、成年後見と段階的な制度になっているが、補助や保佐制度の利用が少ない。ニーズのある人にこれらの制度はどれほど伝わっているのだろうか。知られていないとしたら、裁判所で広報を行う必要があるだろうか。

▲仕事柄、後見を考えた方がよいのではと感じることはある。裁判所や役場に行ったらどうかとアドバイスするが、登記が東京ということもあり面倒くさいと言って終わっていることも多いように思う。保佐や補助の制度も知っているけど面倒くさいので制度を利用せずに終わるケースもあるように思う。

▲今後の高齢社会を見据えて、制度の周知をするようにしている。当初は、親族後見人が選ばれていたが、不正が多く専門職後見人が選ばれるようになった。しかし、専門職後見人による不正もニュースで取り上げられた。後見制度に関して、怖いというイメージを持っているのではないか。また、今後、後見制度がどういう形になっていくのか見えていないということもあって、様子見をしている方がけっこう多いのではないか。後見人が生活全般を見るような形に変わっていけば良いと考えているが、財産のことだけで後見人がつくわけではないということを知ってもらう必要があるのではないか。

5 次回予定

・委員長：次回のテーマについて、特に意見等がなければ「障害者への配慮について」を議題とすることはいかがか。

・全員：了承

・次回委員会：令和元年11月15日（金）午後3時00分